

【外務省】

● 国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請について **更新**

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

● 国際的な人の往来再開に向けた措置について **更新**

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

＜現在の水際措置について＞

- 9月7日以降、**有効なワクチン接種証明書を保持している全ての帰国者・入国者**については、**出国前 72 時間以内の検査証明提出は不要**
- 水際対策新制度に基づく国・地域の色分け区分指定の更新（9月2日更新）
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0902_list.pdf
- 新たな水際対策措置（水際対策強化に係る新たな措置（31））
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100385779.pdf>

● 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について **更新**

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

＜外国籍の方の新規入国＞

下記(1)(2)(3)の新規入国する外国人について、9月7日より「水際対策強化に係る新たな措置（32）」に基づき、下記(2)に該当し新規入国を認める外国人は、すべての国・地域の方が対象、添乗員を伴わないパッケージツアーについても認めることとした。

- (1) 商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国（3月1日から引き続き実施）
 - (2) **観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）**
 - (3) 長期間の滞在の新規入国（3月1日から引き続き実施）
- **水際対策強化に係る新たな措置（32）（観光目的の短期間の滞在の新規入国の見直し）**
<https://www.mhlw.go.jp/content/000983717.pdf>

● 「水際対策強化に係る新たな措置」の Q & A **更新**

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100388788.pdf>

● 3回目以降の接種に有効とするワクチンの追加

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.pdf

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C055.html

● 外国人の新規入国制限の見直しについて（水際対策強化に係る新たな措置） **更新**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00341.html

<観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）の見直し>

9月7日より「水際対策強化に係る新たな措置（32）」に基づき、下記(2)に該当し新規入国を認める外国人は、すべての国・地域の方が対象、添乗員を伴わないパッケージツアーについても認めることとした。

- (1) 商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国（3月1日から引き続き実施）
- (2) **観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）**
- (3) 長期間の滞在の新規入国（3月1日から引き続き実施）

● 水際対策強化に係る新たな措置（32）（観光目的の短期間の滞在の新規入国の見直し）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000983717.pdf> **更新**

↓↓↓↓↓ 令和4年6月10日午前0時（日本時間）以降に入国する方を対象 ↓↓↓↓↓

下記（1）（2）又は（3）の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認める。

- （1）商用・就労等の目的の短期間の滞在（3カ月以下）の新規入国
- （2）観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合）
- （3）長期間の滞在の新規入国


※上記措置は、受入責任者の行った事前の申請が完了した方を対象とします。

※上記措置における受入責任者とは、入国者を雇用又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等のことをいいます。また、旅行代理店等とは、旅行業法に規定する旅行業者又は旅行サービス手配業者をいいます。

※上記（2）に基づき新規入国を認める外国人は、水際対策強化に係る新たな措置—(28)— **(32)** に基づく「青」区分 **全ての国・地域が対象**

- 外国人新規入国オンライン申請のためのログイン ID 申請サイト <https://entry.hco.mhlw.go.jp/>
- 「特段の事情」 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001347329.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※上記サイト  ボタンをクリックすると、日本入国の際に適用される具体的な手続きが確認出来ます。

● 【水際対策】 入国時検査・入国後の待機期間 更新

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_measures.html

入国前の滞在歴及び有効なワクチン接種証明書を所持しているか否かによって、入国時検査の要否や、入国後の待機期間、待機場所が以下のとおり異なります。

滞在していた国・地域の区分	有効なワクチン接種証明書	入国時の検査措置		
		出国前検査	到着時検査	待機
 青	あり	不要	なし	なし
	なし	必要		
 黄	あり	不要	あり	自宅3日間 ※1
	なし	必要		
 赤	あり	不要	あり	施設3日間 ※2
	なし	必要		

● 【水際対策】 国・地域の区分一覧（赤、黄、青） 更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/000945900.pdf>

● 【水際対策】 日本政府が定めたワクチン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

(PDF) https://www.mhlw.go.jp/content/measure_jp.pdf 更新

● 【水際対策】 必要な手続き（ファストトラック）と書類

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_procedure.html

● 【水際対策】 出国前検査証明書 更新

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

※有効なワクチン接種証明書を保持している全ての帰国者・入国者については、出国前 72 時間以内の検査証明提出は不要
※有効なワクチン接種証明書を保持していない全ての入国者（日本人を含む）は、引き続き、出国前 72 時間以内に検査を受け、医療機関等により発行された陰性の検査証明書を入国時に検疫所へ提示しなければなりません。有効な検査証明書を提示できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。

● 【水際対策】 必要なアプリの登録

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html